

令和4年12月27日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 関西電力送配電株式会社の情報漏えい事案に関して、 関西電力送配電株式会社及び関西電力株式会社に対して 報告徴収を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、関西電力送配電株式会社の情報漏えい事案に関して審議を行い、関西電力送配電株式会社及び関西電力株式会社に対して、電気事業法に基づき報告徴収を実施しましたので、お知らせいたします。

今般、関西電力送配電と関西電力が併用している託送システムにおいて、一般送配電事業者として漏えいを禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が、アクセス制限の不備により関西電力側から閲覧可能となっており、実際に多数の関西電力社員が同情報を閲覧していたことが判明しました。

現時点で、関西電力送配電からは、329人の関西電力社員及びその委託先の関係者が、1,327契約の新電力の顧客情報を閲覧したとの報告を受けています。ただし、これは、関西電力送配電が過去のログを1週間分、部分的に解析した結果判明した内容であり、実際に閲覧した関西電力社員・委託先の人数及び閲覧された顧客情報の数は、これよりも多くなる可能性があるとの報告を受けています。

これを受け、関西電力送配電及び関西電力に対して、本日(27日(火))、電力・ガス取引監視等委員会より、電気事業法(昭和39年法律第170号)第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき報告徴収を実施したことをお知らせいたします。

また、今後、報告徴収の結果に基づき、必要な対応をとってまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者: 福原、日高、森野

電話: 03-3501-1585(直通)

メール: s-dentori-network@meti.go.jp